

東京戸沢会 会 則

第1章 総 則

第1条 本会は、東京戸沢会と称する。

第2条 本会の会員は、戸沢村出身者で東京都内及び東京近県に在住している者並びに本会の趣旨に賛同する者をもって構成する。

第3条 本会の事務局は、会長の指定するところに置く。

第2章 目 的

第4条 本会は、会員相互の親睦を図り、郷土と連絡を密にしながら愛郷心の高揚に努めるとともに、互いに励まし、慰めあい、共存共栄の実をあげることが目的とする。

第3章 事 業

第5条 前章第4条の目的を達成するために、次の事業を行う。

2. 総会及びチャリティ物産市等イベントの開催。
3. ふるさと会等への参加。

第4章 役員及び任務

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------------------------|-----|
| 1. 会 長 | 1 名 |
| 2. 副会長 | 若干名 |
| 3. 事務局 | 若干名 |
| 4. 会 計 | 1 名 |
| 5. 監 事 | 1 名 |
| 6. 理 事 | 若干名 |
| 7. このほか必要に応じ、次の役員を置くことができる。 | |
| 名誉会長 | 1 名 |
| 顧問 | 若干名 |

第7条 名誉会長は、役員の同意を得た候補者を総会において推薦する。

2. 会長、副会長及び監事は役員会において決めた候補者を総会において報告する。
3. 理事は会長が指名する。
4. 顧問は役員会の同意を得て会長が依頼する。

第8条 役員の任期は2年とし、再任することもできる。

但し、任期の途中で役員になった者は次の改選時までの残任期間とする。

第9条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3. 事務局は総務及び事業の円滑な進行に努める。
 4. 役員は他の役職も兼務することができる。
 5. 理事は委任された会務を行い、付議された事項を審議する。
 6. 監事は会計を監査する。
- 第10条 名誉会長は役員会に出席し、意見を述べることができる。
2. 顧問は会長の諮問に応じ、役員会に出席して意見を述べるすることができる。

第5章 会 議

- 第11条 本会の会議は、総会及び役員会とする。
- 第12条 総会は毎年1回、会長がこれを招集し、役員会での決定事項を報告する。
2. 総会の開催が不可能な場合は、書面による報告ができるものとする。
 3. 役員会はこの会の最高意思決定機関とする。
 4. 役員会は毎月1回開催する。
 5. 役員会の決議は、役員の半数以上の参加、半数以上の同意で決する。

第6章 会 計

- 第13条 本会の経費は、会費及び寄付金その他の雑収入をもって運営する。
但し、会費は1名につき年額3,500円とする。
- 第14条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 ふるさと会等への役員の派遣

- 第15条 ふるさと会等とは、「最上地域ふるさと連合会」と「山形県人東京連合会」をいう。
2. ふるさと会での理事会や役員会への出席は、当役員会の承認を得て実施する。
 3. ふるさと会等の年会費及び諸会合に出席する場合の必要経費は当会計から支出する。

第8章 雑 則

- 第16条 本会の会則の変更は、役員会で決定し、総会で報告するものとする。
- 第17条 この会則に定めるもののほか、本会の運営上、必要な事項は役員会で決定することができる。

付 則

1. この会則は、昭和63年4月3日より実施する。
2. この会則の一部を第9回総会において改訂した。
3. この会則の一部は令和5年総会（第36回 2023.05.14）において改訂した。
4. この会則の一部は令和6年総会（第37回 2024.05.12）において改訂した。